

第1章 計画策定にあたって

計画策定の背景

厚木市の森林は、人々の生活の中で利用される里山から、林業等の産業活動に利用される循環林、そして水源林等の多様な役割を担っています。近年の気候変動が深刻化する中で、森林による水源涵養機能や災害防止機能等の恩恵は、安心安全な市民生活を守る上でより欠かせないものとなっています。

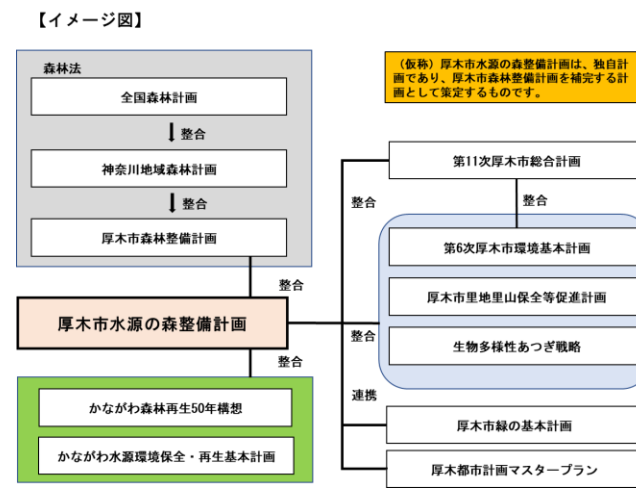
計画策定の基本的な考え方

水源施策等で進めてきた市内森林の現状を踏まえ、過年度計画の成果と課題を検証し、将来目指すべき森林の在り方を示します。森林の利用・活用についても、市民、企業との関りや木材等の利活用などの取組も進める計画とします。

対象とする森林 市内民有林2,428ha

計画期間 令和9年度から令和18年度

位置付け



第2章 市の森林・林業の現状

市の概要

- (1) 地勢
- (2) 本市の自然

森林・林業の現状

- (1) 森林の分布状況
- (2) 森林整備の状況
- (3) 森林空間利用の状況
- (4) 森林被害の状況
- (5) 林業経営の動向

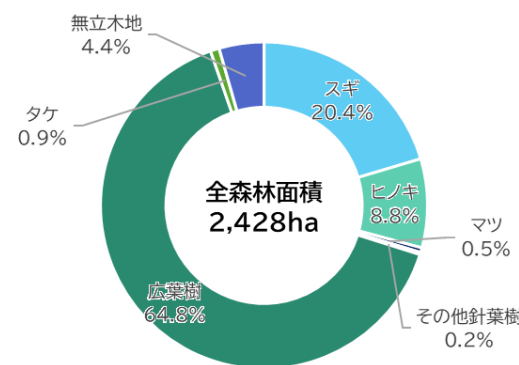


図.樹種別の森林面積割合

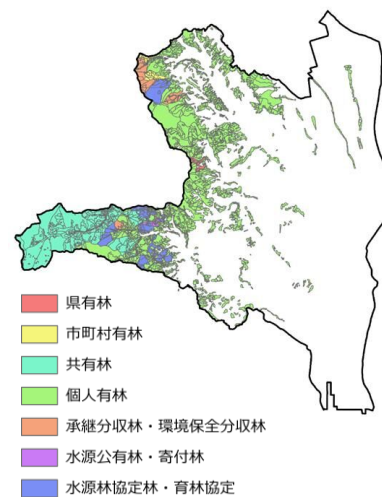


図.所有形態別の森林分布

森林の整備・保全に関する取り組み状況

- (1) 荒廃した人工林の整備
- (2) 林業就業者の確保と育成
- (3) 木材利用の推進
- (4) 効果的な施業の推進
- (5) 害獣対策
- (6) ハイキングコース等の周辺環境整備
- (7) 市民参加、企業参加
- (8) 森林情報のデータ整備



図.公民館の木質化



図.小学校学習机天板交換

第3章 森林・林業をめぐる市の現状と課題

森林整備に係る現状と課題

これまでの、県の水源施策により整備が進められてきました。今後は、返還林への対応に加えて、水源域の森林の適切な維持管理と、荒廃した里山林の再生を進めることが重要となっています。

環境を視点とした森林について

相模川流域の森林は、異常気象による洪水や山地災害の増大、生物多様性の喪失といった環境面のリスクを抱えています。そのため、厚木市の森林がもつ公益的機能を最大限に発揮し、経済的・社会的な価値を高めていくことが課題となっています。

森林との接点づくりについて

暮らしに直結する被害を防止し市民の皆様の安全を確保するために、市民の皆様や市外の力を巻き込みながら進めていくことが課題です。

第4章 目指す森林・林業の姿

基本理念『豊かな水と森林の恵みを未来へつなぐ』

水源涵養機能をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮し、豊かな水と安心して暮らせる地域環境を次世代へ継承します。

森づくりの基本方針

共通方針	持続可能な財源の確保
基本方針Ⅰ	森林の将来像を見据えた再生と更新の森づくり
基本方針Ⅱ	暮らし・安全・利用と一体となった森づくり
基本方針Ⅲ	環境変化に対応できる森づくり
基本方針Ⅳ	森林や木材とのふれあいを通じた森づくり

森林の整備区域の考え方

これまでの森林整備の状況や新たな県の水源施策等を踏まえ、現状および森林が抱える課題を考慮して、市として森林整備および保全に取り組むべき森林の整備区域を設定します。

目指す姿

- 循環林(水源の森林)
- 環境林(地域水源林)
- 環境林(水源の森林)
- 里山林(地域水源林)
- 里山林(水源の森林)

- 地域水源林_施業代行協定(協定林)
- 協力協約または長期施業受委託エリア
- 地域水源林_長伐期施業受委託
- 水源の森林_確保地

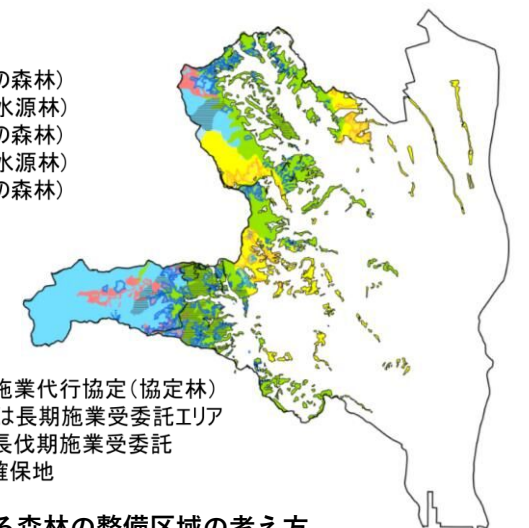


図.本市における森林の整備区域の考え方

第5章 基本施策

森づくりの基本方針に基づき、施策の方向性と基本施策を以下に示す通り定めます。

基本方針	施策の方向性	基本施策	基本施策の内容
共通方針	持続可能な財源の確保	1) 特定財源の確保 2) 森林の新たな価値の創出	持続可能な財政基盤の構築 森林管理を支える新たな財源の確保

基本方針	施策の方向性	基本施策	基本施策の内容
基本方針Ⅰ 森林の将来像を見据えた再生と更新の森づくり	森林管理の効率的な推進	1) 整備後の返還林等の水源涵養機能の維持	所有者による適切な管理を支援 森林の巡視
		2) 森林経営管理制度等の活用	境界・所有者不明森林の調査 未整備森林の整備推進
	森林の再生や転換と循環利用の計画的実施	3) 適切な林相への植替え等の推進	花粉症対策苗木への植替え 多様な樹種構成への転換
		4) 木材利用の促進	公共施設における木造化、木質化推進 木育や木製品の普及
	持続可能な林業経営の実現	5) 施業合理化の推進	高性能林業機械の活用支援 林道の維持管理
		6) 担い手確保の支援	新規就業者の確保 既存従事者の技術向上支援

基本方針	施策の方向性	基本施策	基本施策の内容
基本方針Ⅱ 暮らし・安全・利用と一体となった森づくり (主に里山林)	市民の暮らしの安全、地域景観、生態系の維持	1) 里山景観の維持回復	森林と生活空間における緩衝帯の整備
		2) 林内の安全性向上	病虫害被害木の伐倒、ハイキングコース整備
	多様な主体との協働による森林整備	3) 市民等の参加の推進	森林ボランティア活動支援
		4) 企業の参加の推進	環境学習や森林体験の機会充実 企業との森林づくり協定の拡充

基本方針	施策の方向性	基本施策	基本施策の内容
基本方針Ⅲ 環境変化に対応できる森づくり	多面的機能の発揮	1) 良好な水源環境の維持向上 2) 地域生態系の保全	地域水源林における森林整備推進 生物多様性の適切な評価
	災害の未然防止と災害復旧を見据えた森林管理	3) 土壌保全対策の推進 4) 災害の事前防止対策および復旧対策の強化	下層植生の保全、土砂流出防止施設の整備 土壌保全対策の実施、被災箇所の早期復旧体制構築

基本方針	施策の方向性	基本施策	基本施策の内容
基本方針Ⅳ 森林や木材とのふれあいを通じた森づくり	環境教育の推進	1) 環境教育、木育の推進 2) 情報発信の強化	森林資源を活用した学習・体験機会の充実 森林に関するイベント等の情報の幅広い提供